

(名 称)

第 1 条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第 7 条第 1 項に準じて組織し、休泊川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい休泊川等流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は群馬県県土整備部長が務める。
- 3 会長に事故があるときは、群馬県県土整備部技監がその職務を代理する。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 協議会には、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。
- 6 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 休泊川流域水害対策計画（以下「本計画」という。）の作成及び変更に関する協議。
- (2) 本計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- (3) その他、本計画に関して必要な事項。

(幹事会)

第 5 条 会長は、協議会の運営を円滑に進めるため幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は群馬県県土整備部河川課流域治水推進主監が務める。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は、第 4 条に掲げる事項を実施する。
- 6 幹事会には、第 2 項による者のほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。
- 7 幹事長は、幹事会を開催した場合は、その結果（幹事会資料、議事概要等）を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所計画課、群馬県県土整備部河川課、太田市都市政策部道路整備課、千代田町建設下水道課、大泉町都市建設部土木管理課が行う。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、令和6年2月6日から施行する。

令和6年11月22日改定

令和8年3月〇日改定

なお、本協議会の設立をもって、「休泊川総合内水対策協議会」は廃止する。

休泊川流域水害対策協議会

<構成員>

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長

群馬県環境森林部長

群馬県農政部長

群馬県県土整備部長

太田市長

千代田町長

大泉町長

<オブザーバー>

館林市長

明和町長

邑楽町長

東部農業事務所農村整備課長

東部農業事務所館林農村整備センター長

太田土木事務所長

館林土木事務所長

<アドバイザー>

群馬大学大学院理工学府 ~~教授~~ 清水 義彦

休泊川流域水害対策協議会 幹事会

< 構成員 >

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 計画課長
環境森林部森林保全課 次長
農政部農村整備課 次長
県土整備部河川課 流域治水推進主監
県土整備部都市計画課 次長
県土整備部下水環境課 次長
県土整備部建築課 次長
桐生森林事務所 次長
東部農業事務所農村整備課 次長
東部農業事務所館林農村整備センター 次長
太田土木事務所 副所長
太田土木事務所 次長
館林土木事務所 次長
太田市農政部農村整備課長
太田市都市政策部都市計画課長
太田市都市政策部建築指導課長
太田市都市政策部道路整備課長
太田市都市政策部下水道課長
千代田町建設下水道課長
千代田町産業振興課長
千代田町都市整備課長
大泉町住民経済部農業振興課長
大泉町都市建設部都市整備課長
大泉町都市建設部土木管理課長
大泉町都市建設部公園下水道課長

< オブザーバー >

館林市道路河川課長
明和町都市建設課長
邑楽町建設環境課長